○農林水産省告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町藤和字コリ谷三〇九〇の一から三〇九〇の三まで、三〇九一、三〇九二、三〇九三の一から三〇九三の五まで、三〇九四の一から三〇九四の五まで、三〇九六の一、三〇九六の二、三〇九七の二、三〇九八の一、三〇九八の二、三〇九九、三一〇〇、三一〇一の一、三一〇二、三一〇三の一、三一〇三の二、三一〇四、三一〇五、三一〇六の一、三一〇六の二、三一〇七、三一〇八、物部字賀久志谷一五の一、一五の三から一五の五まで、一八から二六まで、佐嚢字カンダニ一五〇の二、一五〇の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字賀久志谷一五の一・字カンダニ一五〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県朝来市物部字賀久志谷一五の一・字岩倉一四四の一・一四五・字横田一四七の二・一四九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年一月二十六日

（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都中央区入船二丁目二番六号　NTイリフネビル五階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部湊都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時十五分から午後五時四十分まで

○国土交通省告示第四十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十七年一月十四日

二　登録番号　（一）第〇二六号

三　登録講習機関の氏名又は名称　一般財団法人ハートステーション

四　住所　神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七十六番三号

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　神奈川県横浜市中区住吉町六丁目七十六番三号

六　法人である場合の代表者の氏名　坂本　久

○国土交通省告示第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十八の項業務区域欄中「福島県福島市、茨城県水戸市、茨城県土浦市、茨城県龍ヶ崎市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県守谷市、茨城県つくばみらい市、茨城県稲敷郡阿見町、茨城県稲敷郡河内町、茨城県北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、群馬県高崎市、埼玉県さいたま市、埼玉県川越市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県狭山市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県入間郡三芳町、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ヶ谷市、千葉県浦安市」を「福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県」に改め、「静岡県静岡市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県刈谷市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多郡阿久比町及び愛知県知多郡東浦町」を「静岡県、愛知県」に改め、同表の二十三の項指定の区分欄中「第一号から第六号及び第九号から第十四号」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十二年」を「平成二十七年」に改め、同表の二十四の項業務区域欄中「埼玉県」を「茨城県、埼玉県」に改める。

○国土交通省告示第五十号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十号を削り、第二十一号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七号を次のように改める。

七　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三三度一四分五〇秒、東経一三二度二分、北緯三三度一四分五〇秒、東経一三二度四分一〇秒、北緯三三度二分一〇秒、東経一三二度一〇分四〇秒、北緯三三度一分四〇秒、東経一三二度八分五〇秒、北緯三三度四九分五〇秒、東経一三二度一三分一〇秒、北緯三三度五一分一〇秒、東経一三二度九分一〇秒、北緯三三度四五分二〇秒、東経一三二度、北緯三三度四七分一〇秒、東経一三二度、北緯三三度五五分四〇秒、東経一三二度六分三〇秒、北緯三三度一分四〇秒、東経一三二度六分三〇秒、北緯三三度一分五〇秒、東経一三二度二分五〇秒、北緯三三度九分五〇秒、東経一三二度二分五〇秒、北緯三三度一四分五〇秒、東経一三二度二分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十七年二月三日から平成二十七年二月二十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　六管区水路通報第二号（平成二十七年一月十六日発行）

ハ　七管区水路通報第二号（平成二十七年一月十六日発行）

○海上保安庁告示第四号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

別表中6唐津港の表を削り、7三池港の表を6三池港の表とする。